

福岡市水道局会計年度任用職員 職務の概要

⑰許可申請事務員

採用予定人数	1人
応募資格	次の①～④の要件をすべて満たす人 ①パソコン操作ができる人（ワード・エクセル等） ②任用期間を通じて職務に従事することができる人 ③次のいずれかに該当する人 ・日本国籍を有する人 ・出入国管理及び難民認定法に定められている「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」 ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている「特別永住者」 ④次のいずれにも該当しない人 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
職務の概要	給水管取替工事の道路掘削占用に伴う申請書類作成及び電子申請業務、給水管理設用地管理者（河川等）との協議及び掘削占用申請業務、競合する工事の情報収集、給水管取替工事に伴う水道局マッピングシステムを使用した資料の作成及び調査票作成業務の補助、その他関連する業務で所属長が必要と認める業務
勤務場所	福岡市水道局保全部節水推進課 （福岡市博多区博多駅前1丁目28番15号）
勤務日	週5日勤務（月曜日から金曜日まで）
休日	土日祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）
勤務時間及び休憩時間	週の勤務時間：27時間30分 1日の勤務時間：原則午前9時から午後3時30分まで 休憩時間：正午から午後1時まで
時間外勤務	有
給料	月額184,231円から195,863円（地域手当を含む） ※採用日前10年間に於いて、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。
期末・勤勉手当	期末・勤勉手当：年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給します。
交通費	条例、規程等に基づき別途支給します。（月55,000円まで）
その他諸手当	条例、規程等の定めるところにより、時間外勤務手当などが支給されます。
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与します。 その他、育児、介護等に係る休暇制度があります。
社会保険等	任用期間に応じて健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の適用があります。
公務災害	労働災害補償については、労働者災害補償保険法による補償制度が適用されます。
服 務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・給与支給日：毎月20日（ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月20日） ・採用までに関係条例、規程等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。